

第30回民間資金等活用事業推進委員会総合部会（概要）（案）

日 時：平成24年11月19日（月）13:00～17:00

会 場：中央合同庁舎第4号館4階第4特別会議室

出席者：宮本部会長、根本部会長代理、伊藤委員、小林委員、佐藤委員、谷口委員、柳川委員、赤羽専門委員、石田専門委員、江口専門委員、小幡専門委員、酒井専門委員、野元専門委員、山根専門委員

事務局：澁谷民間資金等活用事業推進室長、井上参事官、水津参事官、森山参事官、國松企画官、児玉補佐

議事概要：

（1）部会長代理の指名について

- 宮本部会長が、部会長代理として根本委員を指名

（2）主な論点について

- 事務局より、資料2に基づき、ガイドライン改定に係る主な論点について説明。委員からの主要な意見は下記のとおり。

【1. 株式譲渡について】

- ・（G委員）①資金提供者の多様化と②事業の担い手の確保は別に考えるべき。
- ・（O専門委員）VFM算出の際に、株式譲渡に伴う民間事業者の利益をどう織り込むかにつきガイドラインに記載してほしい。
- ・（宮本部会長、H専門委員）英国のようにPFI事業投資家が儲けすぎであるとの批判が起こる懸念あり。英国の先行事例を整理するとともに、官民におけるプロフィットシェアリング等ができる仕組みを検討してほしい。
- ・（C委員）儲けすぎの場合だけでなく、多大な損失が発生した場合にどうするか対称性についても担保すべき。
- ・（H専門委員）損失をカバーできるエクイティを集めるためには、譲渡性を認めておく必要がある。
- ・（E委員）譲渡可能先が予め見えるような出口のシステム整備が重要。最終的にREIT側で運営権事業の組み込みが検討できるように論点を整理してほしい。
- ・（J専門委員）東京都において、3～5年後株式譲渡可とした例があるので、参考になるのではないか。
- ・（O専門委員）民間事業者の譲渡ニーズの実態を確認してほしい。
- ・（O専門委員、I専門委員）株式譲渡につき、各事業類型における官民にとってのメリット・デメリットを整理してほしい。

【2. 債権譲渡について】

【3. 民間提案について】

- ・(O専門委員) あまり早い段階の場合は判断ができず、ある程度決まった段階の場合はずでに検討が進んでいる可能性もある。提案を受け入れるタイミングが難しい。提案を受け取るものをリストで公表するというのも考えられるが、今のフローに入れるのは難しい。
- ・(E委員) 提案については、国内外の事例整理が必要。海外では、公共が受け付けるテーマを絞る場合としばらない場合があり、また、PFIに限定するのか、それ以外の手法も受け入れるのかといった問題もある。
- ・(E委員) インセンティブ付与については、WTO 公共調達に該当するかどうかの問題となる。該当しないのであれば、公募型プロポで行えばよい。また、提案をしたことで一定の加点をするという例もある。調達金額とプロポ採用の可否を合わせたマトリックスで整理することが考えられる。
- ・(E委員) 事例としてはアメリカのバージニア州が進んでいて、相当自由に採用した提案への対応を行っている(PPEA法)。一般的には、提案の幅についてはリストに対して受け入れるといった方法ではなく、限定していない場合が多い。
- ・(宮本部会長) 事務局は事例を調査してください。
- ・(B委員) 自治体によっては、提案を受け取るキャパシティがないことが考えられる。事業者提案を受け入れる体制作りが重要。
- ・(C委員) 自治体への提案について、ある自治体では受け入れられないが、ある自治体では有益なこともある。提案が埋もれてしまわないように、アイデアを共有できないか。
- ・(事務局) 民間提案を導入した趣旨は、企画立案における公共のみのイニシアチブを打破し、民間の企画、提案を幅広く受け入れ、ノウハウを活用するというもの。なるべくいろいろと提案が出せるように検討したい。
- ・(M専門委員) インセンティブの与え方としては、加点ではなく提案の変更を一度認めるという事例が韓国であることから、調査してほしい。

【4. 公共施設等運営権について】

- ・(K専門委員、L専門委員伝言) 指定管理者制度との調整を行い、その結果をガイドラインにおいて示すことは、地方自治体が運営権制度を活用する上で重要。引き続き調整をお願いしたい。
- ・(H専門委員) 運営権の範囲は場所で規定されるのか、施設で規定されるのか。それに応じて、拡張の場合の扱いが決まってくるのではないか。運営権は事業期間で償却することとされているが、期間中で新設された施設は残存期間で償却されるのか、通常の固定資産のように耐用年数省令に従って償却されるのかの問題と関連させて、整理しなければならない。運営権が設定される単位についても整理が必要。運営権の範囲は、解除の際の資産の取扱の範囲においても問題となる。税とも関係してくるが、必要な新規投資が行われるようにすることが重要。
- ・(E委員) 用語の定義を明確化すべき。公共施設等の種類によっても更新や修繕等の定義は異なる。それぞれの施設に分けて、修繕や更新を民間事業者に行わせることのメリット、デメリットを地道に整理していく必要がある。
- ・(A委員) 更新や新設の整理は、期間損益の計算に影響することから、資本的支出に該当するのか、修繕費なのかという税務、会計との関係でも代表的なものから整理すべき。
- ・(G委員) 運営事業の事業形態は多岐にわたるため、詳細は当事者同士で実施契約で定めることになる。したがって、ガイドラインの担う役割としては、①競争性・公平性

を担保する点、②管理者がイメージしやすい具体的なひな型たりうる点、を考慮してとりまとめる必要。

- ・(H専門委員) 選定事業者の選定プロセスを柔軟に行い、対話などを通じてリスク分担を明らかにしていくことが運営権価額の最大化につながるため、ガイドラインでの記述をお願いしたい。
- ・(I専門委員) 運営権対価は結局のところ簿価ベースか収益還元価額ベースかの問題であり、この点を軸に議論していきたい。

【その他】

- ・(E委員) 案件形成を進めるためにも総合部会においてガイドライン改正のための検討をしていることを地方自治体や民間事業者に周知したほうがいい。
- ・(L専門委員伝言) 民間事業者の事務負担軽減策が必要
- ・(J専門委員) 被災地向けマニュアルを出さないとのことだが、PFIの手続きに係る時間の短縮ができることについて明らかにしただけでも意味がある。

(3) 今後の進め方について

- 事務局より、資料3に基づき、ガイドライン改定に係る今後の進め方について説明。→了承。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室
TEL. 03-3581-1810